（経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の廃止）

第八条　経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十四年経済産業省令第五十九号）は廃止する。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第九条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定支援機関） **第六十三条**　経済産業大臣は、法第百三十四条第四項の申請が次の各号に該当するものであると認められるときは、同条第一項の認定を行うものとする。 一　法第百三十四条第四項第三号に掲げる委員の候補者が法第百三十五条第五項に掲げる業務を確実に遂行するため適切な者であること。 二　法第百三十四条第四項第四号に掲げる事項が法第百三十三条第一項に規定する支援指針に照らして適切なものであること。 2　法第百三十四条第四項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十四による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。	（認定支援機関） **第六十三条**　経済産業大臣は、法第百二十七条第四項の申請が次の各号に該当するものであると認められるときは、同条第一項の認定を行うものとする。 一　法第百二十七条第四項第三号に掲げる委員の候補者が法第百二十八条第五項に掲げる業務を確実に遂行するため適切な者であること。 二　法第百二十七条第四項第四号に掲げる事項が法第百二十六条第一項に規定する支援指針に照らして適切なものであること。 2　法第百二十七条第四項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十四による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
3　法第百三十四条第四項第四号二の経済産業省令で定める事項は、中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りとする。 4　法第百三十四条第五項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ 5　認定支援機関は、法第百三十四条に規定する業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三による届出書をその主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　休止し、又は廃止しようとする年月日 二　休止しようとする場合にあっては、その期間 三　休止し、又は廃止しようとする理由 6　前項の規定による届出をしようとする認定支援機関は、前項の規定による届出の三月前までに、様式第三十四により独立行政法人中小企業基盤整備機構へ報告するよう努めるものとする。 **様式第二十四**（第六十三条関係） ［略］ 産業競争力強化法第134条第４項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。 ［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	3　法第百二十七条第四項第四号二の経済産業省令で定める事項は、中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りとする。 4　法第百二十七条第五項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ ［新設］ ［新設］ **様式第二十四**（第六十三条関係） ［略］ 産業競争力強化法第127条第４項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。 ［略］